



広域一部事務組合の設立経緯と 取組等について

山梨西部広域環境組合
神宮寺 貴仁
望月 洸生

1. はじめに

山梨西部広域環境組合（以下「本組合」という。）は、山梨県の西部地域に位置しており、韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町及び昭和町（以下「構成市町」という。）の5市6町で構成する一部事務組合です。管内の北部から南部まで直線距離で約90 kmあり、面積は2,183.02 km²で、県全体の約50%を、人口は317,070人（令和8年1月1日現在）で、県全体の約41%を占めております。本組合管内は、八ヶ岳連峰や南アルプスの山々に囲まれており、令和16年度には、リニア中央新幹線が管内の市町を貫き、新たな時代の扉が開かれる予定となっております。

2. 山梨県ごみ処理広域化計画

本組合の設立を語るうえで最も重要な点は、「山梨県ごみ処理広域化計画」となります。平成9年5月、国から「ごみの増加や最終処分場の確保の難しさ、リサイクルの必要性、ダイオキシン対策など、これからのごみ処理には広域的な取り組みが必要である」として、都道府県ごとに広域化計画を作成するよう通知がありま

した。

これを受けて山梨県では、循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）など国の動きに合わせて、県としても環境基本条例の制定や、廃棄物の発生抑制・再利用を進めるための条例改正など、環境に関する取り組みを進めてきました。こうした社会の変化を踏まえ、県は平成20年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画」（平成20年度～平成29年度）を策定しました。この計画では、県内を3つのブロックに分け、最終的には各ブロックにひとつずつ、ごみ処理施設を集約していく方針が示されておりました（図）。



図 山梨県広域化計画のブロック分け

3. 峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会設立

「山梨県ごみ処理広域化計画」により、県内ではブロックごとにごみ処理を広域的に進めていく方針が示されました。Aブロックには、峡北広域行政事務組合・中巨摩地区広域事務組合・峡南衛生組合の3つの一部事務組合がそれぞれごみ処理施設を有しておりましたが、どの施設も使用期限が近づいており、新しい施設の整備を検討し始めていました。ちょうどその時期に、山梨県から広域化の要請があり、構成市町と3組合で話し合いを重ねた結果、広域化を進めていくことで一致しました。

こうした流れを受け、平成29年10月6日には、構成市町の市町長と山梨県知事が立ち会い、「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」（以下「基本合意書」）が締結されました。この基本合意書では、新しいごみ処理施設を令和13年4月1日までに開業すること、その運営を担う新たな一部事務組合を設立することが定められており、その後、構成市町との調整を経て、平成30年2月16日に構成市町の市町長をメンバーとする「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」（以下「協議会」）が設立され、同年4月1日から広域化に向けた取り組みが本格的にスタートしました。

4. 一部事務組合設立まで

協議会設立の挨拶を兼ねて山梨県総務部市町村課へ協議に伺った際、担当者より一部事務組合設立には、①組合の名称、②組合を組織する公共団体、③組合の共同処理する事務、④組合事務所の位置、⑤組合議会の組織及び選挙の方法、⑥組合執行機関の組織及び選任の方法、⑦組合経費の支弁方法の「7項目の必要的事項」を記載した規約と「その他資料（人員規模・配置、事業スケジュール、中長期的な財政計画な

ど）」を作成しなければならないことに加えて「新しい施設をどこに建設するのか」という最も重要な点も組合設立の段階で決めておくべきだとの助言がありました。しかし協議会としては、一部事務組合を立ち上げてから建設地を検討する予定で進めていたため、思いがけず大きな課題を目の前に突き付けられた形となりました。

早速、平成30年5月30日に行われた第1回協議会にて県との協議内容を説明し、この協議会にて建設地を決めることとなり、①構成市町がそれぞれ1ヵ所以上推薦する用地を提出すること、②推薦する用地は住民からの誘致・行政推薦は問わない、③行政境をまたがる用地を推薦する場合は共同提出を可とする、④推薦する用地は5～6万㎡とする。という条件を付けて3ヵ月以内に事務局へ提出することにしました。併せて組合の名称、組合議会の議員数、経費の支弁方法などは構成市町の環境担当課長で組織する「調査研究委員会」で候補案を作成し、協議会で了承・決定することにしました。調査研究委員会の協力もあり、組合事務所の位置以外の「必要的事項」や「その他資料」については6ヵ月程度でまとめ上げ、協議会で了承いただき決定しましたが、肝心の建設地については11ヵ所の推薦地から絞り込みを行い、3ヵ所を候補地に決定したところでした。

協議会の発足当初は、組合の設立までをおおむね1年ほどで進める予定でした。しかし、実際には建設地の決定に想定以上の時間を要し、当初のスケジュールから大きく遅れが生じたこととなりました。建設地決定までのプロセスは、評価項目（土地利用条件・ライフラインの確保・周辺条件・合意形成）と併せて地元住民からの地域振興の要望を聞いたうえで、概算金額を算出し、金額の大小も評価の対象として、建設地を決定することとしました。ところが、選定作業の途中で全国的に豪雨災害が相次ぎ、各地

で河川の氾濫が発生しました。この状況を受け、評価項目に洪水に関する視点を新たに加えることとなり、評価のやり直しを行いました。

3カ所の候補地については、それぞれ長所・短所がはっきりしており、例えば、ある候補地は収集効率がとても優れており、土地形状も良い。しかし地域振興の要望が高額なうえ、毎年の維持管理費も掛かるため将来的な財政負担が懸念され、また、別の候補地は、地元自治会からの誘致であり、地域振興の要望がほとんどないが、現ごみ処理施設の近くであり近隣自治会が強く反対を表明しているなど、どの候補地にも決め手となる要素と大きな課題があり、まさに「三すくみ」といえる状態で、簡単には結論を出せない状況が続いておりました。

この頃の協議会は意見集約が難しく、会議を開催しても全く前に進まず、時間だけが経過している状態でした。市町長の皆さんは非常に紳士的な方々でしたが、やはり議論が前に進まないとい会議全体の空気も悪くなります。そのような状況の中でも、田中会長（前中央市長）は常に前向きな姿勢を崩さず、メンバーの意見に丁寧に耳を傾けながら協議会をまとめてくださいました。

紆余曲折を経て、協議会設立から1年9ヵ月後の令和元年10月30日、第11回協議会にて新ごみ処理施設建設地が「中央市浅利地区」に決定しました。その後、協議会で作成した新組合規約を構成市町議会に上程し、議決後、必要書類を添付し山梨県知事へ設立許可の申請を行い、令和2年1月10日にめでたく設立許可をいただきました。令和2年1月30日には中央市浅利地区自治会長と「広域一般廃棄物処理施設に関する基本協定書」調印式を執り行い、翌日の1月31日に「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」を解散し、当初のスケジュールより1年程延長しましたが、約2年に亘る活動は終了しました。

5. 本組合の事業経過と事業者選定に向けた取り組み

本組合は令和2年2月1日に設立されましたが、ここからは組合設立後から新ごみ処理施設の整備・運営事業者の選定に至るまでの経緯について触れたいと思います。まず、令和3年3月に公表した「ごみ処理施設整備基本構想」では、新たなごみ処理施設整備にあたって、次の5つの基本方針を掲げました。①ごみを安全かつ安定的に処理できる施設、②適切な環境保全対策を講じた施設、③エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設、④経済性に優れた施設、⑤地域住民に開かれた施設。この基本構想では、これら5つの基本方針を踏まえたうえで、計画条件の整理や広域処理体制の検討のほか、配置・動線計画や環境保全対策などの広域処理に係るごみ処理の発生から最終処分に至るまでの基本的な事項の方向性を定めるとともに、広域ごみ処理施設の諸元についてとりまとめました。その後、令和4年3月には「ごみ処理方式検討結果報告書」をとりまとめ、本組合が整備する可燃ごみ処理施設の処理方式について、プラントメーカーへのヒアリング等による技術や特色等を比較検討する中で5つの基本方針がより実現可能なものを選定することとしました。その検討の結果、「ストーカ式焼却炉」、「流動床式ガス化溶融炉」、「シャフト式ガス化溶融炉」の3方式が本組合の事業に適した方式として選定されました。この3つの処理方式であれば、本組合が求めるごみ処理条件を満足することができるほか、参加できる事業者が多くなり競争性が増すとともに、より良い提案を受けられる可能性があると考えられたため、本組合では処理方式をひとつに絞り込むことはせずに事業者選定を行うこととしました。

6. 基本設計策定に向けた取り組み

ごみ処理方式の検討の次は、工事発注に向け

表 1 ごみ処理施設整備基本設計検討委員会開催経過

回数	日時	内容
第 1 回	令和 4 年 12 月 22 日 (木)	事業の概要説明、基本設計及び今後のスケジュールについて
第 2 回	令和 5 年 4 月 20 日 (木)	新ごみ処理施設の浸水対策について、配置・動線計画について
第 3 回	令和 5 年 7 月 20 日 (木)	性能保証条件 (公害防止基準) について
第 4 回	令和 5 年 12 月 25 日 (月)	新ごみ処理施設の施設規模と炉数について、公害防止基準 (排ガス) の再設定について
第 5 回	令和 6 年 2 月 19 日 (月)	新ごみ処理施設の防災拠点や避難場所としての機能について、災害廃棄物の処理方針について
第 6 回	令和 6 年 3 月 22 日 (金)	ごみ処理施設基本設計報告書 (案) について

た前提条件や具体的な仕様条件、要求性能などを決めることを目的とした「ごみ処理施設基本設計報告書」のとりまとめに向け、学識経験者や地域団体 (近隣市町) の関係者、構成市町の副市町長等で構成する「山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備基本設計検討委員会」を立ち上げ、計 6 回の委員会を開催しました。委員会の開催経過は表 1 のとおりです。

基本設計検討委員会では、新ごみ処理施設の施設規模・炉数、公害防止基準値、災害対策や配置・動線計画等について協議・検討しました。今後は、この基本設計を基に事業を進めていくこととなります。

7. 処理方式を絞り込まなかったことによる問題

基本構想の策定、処理方式の検討の次は、新施設の工事発注に向けた業務に取り掛かりますが、可燃ごみ処理施設の処理方式を 3 方式から 1 方式に絞り込まなかったことで、発注条件や審査項目を整理するにあたり困難な状況がありました。それぞれのごみ処理方式では、焼却処理できるごみの種類が異なるうえ、焼却処理後に発生する副産物 (焼却残さや溶融スラグなど) の種類や発生量が異なります。そのため、焼却処理対象物と副産物の処分に係る発注条件を注意して設定しないと、ごみ処理方式ごとに顕著な有利・不利が発生してしまい、かえって入札参加者が減少し、優位な提案を阻害してしまう

恐れが生じる状況でした。

このように、処理方式を絞り込まなかったことにより、いわば「異種格闘技戦」のような状況となってしまったため、平等な条件の設定方法と、それに伴うメリット・デメリットを整理する必要性がありました。

8. 問題点の詳細

粗大ごみ処理施設から発生する不燃性残さは、ストーカ式焼却炉では処理することができませんが、ガス化溶融炉では処理することも可能であるため、不燃性残さを処理できる方式のみ処理対象物に含めるという発注条件では、処理方式によって処理対象物が異なることになり、焼却処理後の副産物についても、焼却方式と溶融方式でおのずと種類や量が大きく異なります。

また、山梨県市町村総合事務組合が所管する最終処分場である「かいのくにエコパーク」が令和 20 年 10 月までの操業予定であることから、それ以降の最終処分先が現時点では未定であることも懸念事項のひとつでした。

9. 本組合の対応

本組合では、ごみ処理方式によって処理対象物が異なることで、入札参加者の参加意欲が減退する可能性が生じることや、公共事業としての発注条件の公平性を阻害していると認識され

ることは優先して回避すべき事象であると考えました。

また、副産物の処分に係る前提条件として、以下の4点を設定しました。

- (1) 副産物はすべて一般廃棄物であることから、最終処分すべきもの（リサイクルできないもの）はすべて本組合に帰属する（本組合にて処分する責任を有する）ものとする。
- (2) 溶融メタルと溶融スラグは資源化することが一般的である一方、製品の特殊性から本組合で引き取り先を探索して資源化する状態を維持することは難しいため、資源化までを運転・維持管理業務の業務範囲に含めて委託するものとする。
- (3) ガス化溶融炉から回収される金属類については、粗大ごみ処理施設で選別される鉄やアルミ類と性状に大きな違いはなく、地域の流通ルートで資源化することが可能であることから、本組合の帰属とする。
- (4) 本組合が設置する新ごみ処理施設から排出される副産物のうち、最終処分すべきものについては、山梨県市町村総合事務組合が所管する「かいのくにエコパーク」での処分を前提とする。

併せて、事業費全体に対する最終処分費の影響についても検討した結果、「かいのくにエコ

パーク」と民間の最終処分場では、最終処分費単価にほとんど差がないことから、最終処分先が事業期間の途中で変わっても最終処分費が極端に増減することはないと考えられることから、最終処分先が事業期間の途中で変わることによるごみ処理方式の有利・不利への影響は小さいことが判明しました。

以上のことから、3方式のいずれかを入札参加者に選択してもらうことを想定しながらも、発注条件を揃えるという趣旨から、焼却方式を選択しても溶融方式を選択しても、処理対象ごみは同じという条件を設定し、ごみ焼却施設の処理対象ごみを「可燃ごみ」、「可燃性粗大ごみ」、「可燃性残さ（粗大ごみ処理施設の破碎・選別後の可燃性の残さ）」、「し尿汚泥（脱水汚泥）」、「動物の死骸」としました。

このように「異種格闘技戦」ながら、可能な限り発注条件を揃えることができましたと考えています。

10. 事業者の選定経過及び整備予定施設の概要

基本設計の策定の次は、いよいよ事業者の選定を行う段階となりました。本組合では学識経験者や構成市町の副市町長等で構成する「山梨西部広域環境組合ごみ処理施設事業者選定委員会」を立ち上げ、計6回の委員会を開催しました。委員会の開催経過は表2のとおりです。

表2 ごみ処理施設事業者選定委員会開催経過

回数	日時	内容
第1回	令和6年9月3日（火）	事業の概要説明、今後の事業スケジュール及び委員会スケジュールについて、実施方針（案）について
第2回	令和6年11月21日（木）	実施方針（案）、落札者決定基準（案）について
第3回	令和7年1月20日（月）	落札者決定基準（案）、入札説明書（案）、要求水準書（案）について
第4回	令和7年2月17日（月）	特定事業の選定（案）、落札者決定基準（案）、入札説明書（案）、要求水準書（案）、様式集（案）、各種契約書（案）、リスク管理方針書（案）について
第5回	令和7年10月27日（月）	提案書に関する意見交換、事業者ヒアリング質問内容の検討
第6回	令和7年11月17日（月）	事業者ヒアリングの実施、技術審査、価格審査、最優秀提案者の選定、審査講評の審議

計6回の委員会のほか、事業者との対面的対話等を実施し、令和7年11月17日に事業者ヒアリングや技術審査、価格審査を行い、最優秀提案者を選定しました。

その結果、JFEエンジニアリング株式会社を代表とするグループが最優秀提案者として選定されました。最優秀提案者の選定結果は表3のとおり、建設予定施設の概要は表4のとおりです。

表3 最優秀提案者の選定結果

受付グループ名	さくらグループ
グループ名	JFEエンジニアリンググループ
代表企業	JFEエンジニアリング株式会社
構成員	JFE環境サービス株式会社
協力企業	西松建設株式会社
	株式会社内藤ハウス
	株式会社中村建設

表4 建設予定施設の概要

施設の種類の	概要	
ごみ焼却施設	処理方式	全連続焼却方式 (ストーカ式焼却炉)
	処理能力	274t/日 (137t/24h × 2炉)
	処理対象物	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 動物の死骸 脱水汚泥 可燃性残さ
粗大ごみ処理施設	処理方式	破碎・選別、保管
	処理能力	20.3t/日
	処理対象物	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ 有害ごみ 危険ごみ

今後は、令和8年度より施設詳細設計等を行い、より良い施設の建設に向けて一層努力してまいります。

11. おわりに

本組合は令和2年2月1日の設立から、早いもので6年が経過しました。ごみ処理施設は高度な専門性を要する施設であり、当初は構成市町から派遣された職員も知見が乏しく、日々試行錯誤を重ねながら業務に取り組んでまいりました。

そのような状況の中、本組合の各種設計に携わっていただいたコンサルタント会社の皆様には、改めて深く感謝申し上げます。私たちの要望を丁寧な形にさせていただくとともに、時には率直かつ建設的なご意見をいただきました。発注者・受注者という立場を超え、「異種格闘技戦」を無事に開催できたことは、皆様とのご縁の賜物であり、非常に貴重な経験となりました。

本組合は、いまだ根強く残る「ごみ処理施設＝迷惑施設」というイメージを少しずつ和らげていくため、広報や啓発の取り組みをこれまで以上に進めてまいります。その一環として、ごみ処理の仕組みを幅広い世代に親しみをもって知っていただけるよう、組合の「顔」となるマスコットキャラクターの制作も検討しています。デザインの方向性や活用方法など、考えるべきことは多くありますが、施設建設に向けた取り組みと並行して、ぜひ形にしていきたいと考えております。マスコットキャラクターを通じて、ごみ処理の大切さや施設への理解が、より自然に広がっていくことを期待しています。

今後も、地域の皆様とともに歩む姿勢を大切にしながら、より開かれたごみ処理行政の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。